

## 申請書の概要

本年8月8日に、カリ電解工業会(注)から提出された大韓民国(以下「韓国」という。)産及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注)本邦において水酸化カリウムを生産している全3社が加盟する業界団体であり、2024年における水酸化カリウムの本邦総生産高に占める当該3社の生産高の割合は100%である。

1. 不当廉売された貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

- (1) 韓国産水酸化カリウムの本邦向け価格は正常価格を下回っており、2024年の不当廉売差額率を算出すると、70.01%となる。また、中国産水酸化カリウムの第三国に対する輸出価格は正常価格を下回っている。
- (2) 韓国及び中国の供給者は相当程度の余剰生産能力があるのに対して、地理的に近接するアジア市場(本邦市場を除く。)においてその追加的供給を吸収できる市場は存在しない。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれがある。

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

- (1) 不当廉売関税の課税後も、韓国産水酸化カリウムは製造原価が上昇する中で価格が意図的に安く抑えられ、不当廉売が継続した。本邦産業は当該貨物の価格を引き合いに出され、製造原価の上昇分を販売価格に十分に転嫁できず、価格上昇の妨げを受けている。
- (2) この結果、2022年及び2023年に韓国産水酸化カリウムの輸入量は増加した一方、本邦産業の生産量、販売量は減少し、市場占拠率は低下した。また、今後も製造原価の上昇分を販売価格に十分転嫁できない状態が継続した場合、現在維持できている営業利益は維持できなくなる可能性が高い。
- (3) 韓国及び中国の供給者は余剰生産能力を有しており、地理的に近接する当該供給国内及び海外において追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

したがって、不当廉売関税の課税期間が満了した場合、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれがある。

3. 以上のことから、韓国産及び中国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める。